

北海道室蘭清水丘高校東京同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は北海道室蘭清水丘高校東京同窓会と称する。
- 第2条 (所在地) この会の事務局を原則として会計宅に置く。
(会計宅：会計清水康子 逗子市沼間3-19-12)
- 第3条 (目的) 本会は会員の親睦をはかり、知徳の昂揚につとめ、もって母校の発展に協力し、併せて社会公益のために尽くすことを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 総会の開催
 2. 会報の発行
 3. 母校への協力
 4. その他必要と認める事項

第2章 会員

- 第5条 (会員の種別) 本会の会員は次の3種とする。
1. 正会員 北海道室蘭清水丘高校に在学したもので、首都圏に在住するもの
 2. 客員 同校に在職したもので首都圏に在住する者
 3. 会友 旧制室蘭中学校・旧制室蘭高等女学校・旧制市立女学校に在学した者で首都圏に在住する者
- 第6条 (会員の報告) 会員は住所氏名を変更したときは本会に報告したければならない。

第3章 役員

- 第7条 (役員の種類) 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|------|----|-----|----------------------|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 | 幹事 | 各期原則として2～3名 |
| 会計監査 | 2名 | 顧問 | 若干名(原則として、会長・副会長経験者) |
- 第8条 (役員の任務) 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表して一切の会務を総括し総会および必要な会議を招集する。
 2. 副会長は会長を補佐し必要あるときはその代理をする。
 3. 事務局長は会長を補佐し会務に従事する。
 4. 幹事は各期を代表し本会の円滑な運営に従事する。
 5. 会計監査は本会の会計を監査する。
 6. 顧問は会長の諮問に答申する。
- 第9条 (役員を選出) 会長・副会長・事務局長は幹事会で選出し総会の承認を得る。幹

事は各期の会員が選出し幹事会の承認を得る。

第10条（役員の任期）役員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

第4章 会議

第11条（定例会）定期総会は毎期秋季に開催する。必要ある場合は臨時総会を開催できる。

幹事会は原則として毎年2月と7月に開催する。必要ある場合は随時開催できる。

第12条（議決）総会の決議は出席者の過半数によるものとし、可否同数のときは会長が決する。幹事会の議決は出席者の過半数によるものとし、可否同数のときは会長が決する。

第5章 事務局

第13条（各部の種別）事務局に以下の部長・部員をおく。部長・部員は事務局長が指名し幹事会の承認を得る。

総務部長 1名 部員 若干名

会計部長 1名 部員 若干名

事業部長 1名 部員 若干名

広報部長 1名 部員 若干名

第14条（各部の任務）各部の任務は次のとおりとする。

総務部は、会員の住所を掌握し、会議の記録や慶弔などの会務全般を統制する。

会計部は、会費を徴収し、本会の収入支出を管理する。

事業部は、総会運営を統括し、その他の事業を企画運営する。

広報部は、会報等を発行し、内外に本会の目的・活動を啓蒙する。

第6章 会計

第15条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第16条（会費）本会の経費は会費（年額2,000円）および寄付金その他の収入を持って充てる。ただし定期総会ならびに臨時総会にかかる経費は出席者の負担とする。

第7章 付則

第17条（会則の変更）本会の会則を変更しようとするときは総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。